

租 税 法

本試験

第 1 問

問題 1

A社は、建築業を営む内国法人たる株式会社（普通法人）である。A社は、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、平成27年4月1日に開始する事業年度を平成27事業年度というように表記する。P（日本の居住者）は、A社の代表取締役である。

平成25年4月5日、A社は、Pに対して精勤を動機づける目的から、権利行使価格1円の新株予約権を無償で与えた。この新株予約権には、付与日から2年を経過しないと権利行使することができず、その間、PはA社の役員であり続けなければならない、という条件が付されていた。

A社は、平成26事業年度に、その保有する償却資産に係る固定資産税の額500万円を納付するとともに、法人税の確定申告上、この金額を損金の額に算入した。

平成27年4月3日、A社は、C市の有力議員であるQに対して、2,000万円の賄賂を支払った（事実①）。そして、Qの強い働きかけがあったために、A社はC市の市立美術館の施工を請け負うことになった。その結果、平成27事業年度のA社の売上げは大幅に増加した。この2,000万円の賄賂は、上記施工請負のため必要な支出であった。

平成27年5月4日、Pは、A社に対して、上記新株予約権を100万円の対価で譲渡した（事実②）。

平成28年2月1日、A社の倉庫で火災が発生した。この火災により建築用機械1台（帳簿価額1,000万円）が著しい損傷を受け、平成27事業年度終了時における当該機械の価額は300万円となった。当該機械には保険が掛けられていなかった。そのため、A社は、当該機械の評価換えをして損金 経理によりその帳簿価額を300万円に減額した（事実③）。

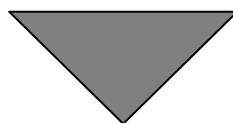
平成28年5月30日、A社は、平成26事業年度に納付した上記固定資産税の額500万円のうち300万円が過誤納金であるとして、その還付を受けた（事実④）。

～ 略 ～

問 3 事実③について、A社の平成27事業年度の法人税の確定申告上、建築用機械の評価損は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

《解答 3》

災害による著しい損傷により、帳簿価額1,000万円と評価換え後の帳簿価額300万円との差額700万円を損金経理していることから、法人税法第33条第2項によりA社の平成27事業年度の法人税の確定申告上、評価損の700万円が損金の額に算入される。



論文グレードアップ答練 第3回

第1問

問題1

A株式会社（以下「A社」という。）は、主として自動車製造業を営む期末資本金3億円の内国法人（普通法人）であり、その事業年度は暦年である。なお、A社は設立以来、青色申告書を提出している。

A社は、当事業年度において自動車の受注が多くあり、製造用機械を24時間稼働して対応していることから、製造用機械が著しく消耗している。

また、翌事業年度完成見込みの製造に関し、当事業年度においてA社は取引先B株式会社（内国法人（普通法人）であり、以下「B社」という。）の事情により受注金額の減額を要求され、その結果、受注金額が製造原価を下回ることとなった。

A社は、当事業年度において社名及び製造自動車を印刷した1枚1,000円のプリペイドカードを作成し、取引先に対して交付した。

A社は、当事業年度において営業努力の結果、7,000万円の所得を計上することができた。一方、前事業年度においては、通常の営業活動により、欠損金が1,000万円生じている。

問1 A社の製造用機械につき、当事業年度における法人税法上の評価損計上の可否を、根拠条文を示しつつ述べなさい。

問2 取引先B社の事情により受注金額の減額を要求されたA社の製造原価について、当事業年度において法人税法上、受注金額相当額までの評価損計上ができるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

《解答1》

製造用機械の過度の使用による著しい消耗はあるものの、災害等の事実の発生はなく、法人税法第33条2項により固定資産について評価損を計上できる事実には該当しないため、同法同条1項により、評価損を損金の額に算入することはできない。

《解答2》

受注金額の減額はあったものの、災害等の事実の発生はなく、それ自体はたな卸資産である原価部分とは直接に関連していないことから、法人税法第33条2項によりたな卸資産について評価損を計上できる事実には該当しないため、同法同条1項により、評価損を損金の額に算入することはできない。